

私学行政の現状と課題等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

<本日の内容>

I. 学校法人の監事制度について

II. 学校法人を取り巻く状況について

III. 文部科学省による私学振興の取組について

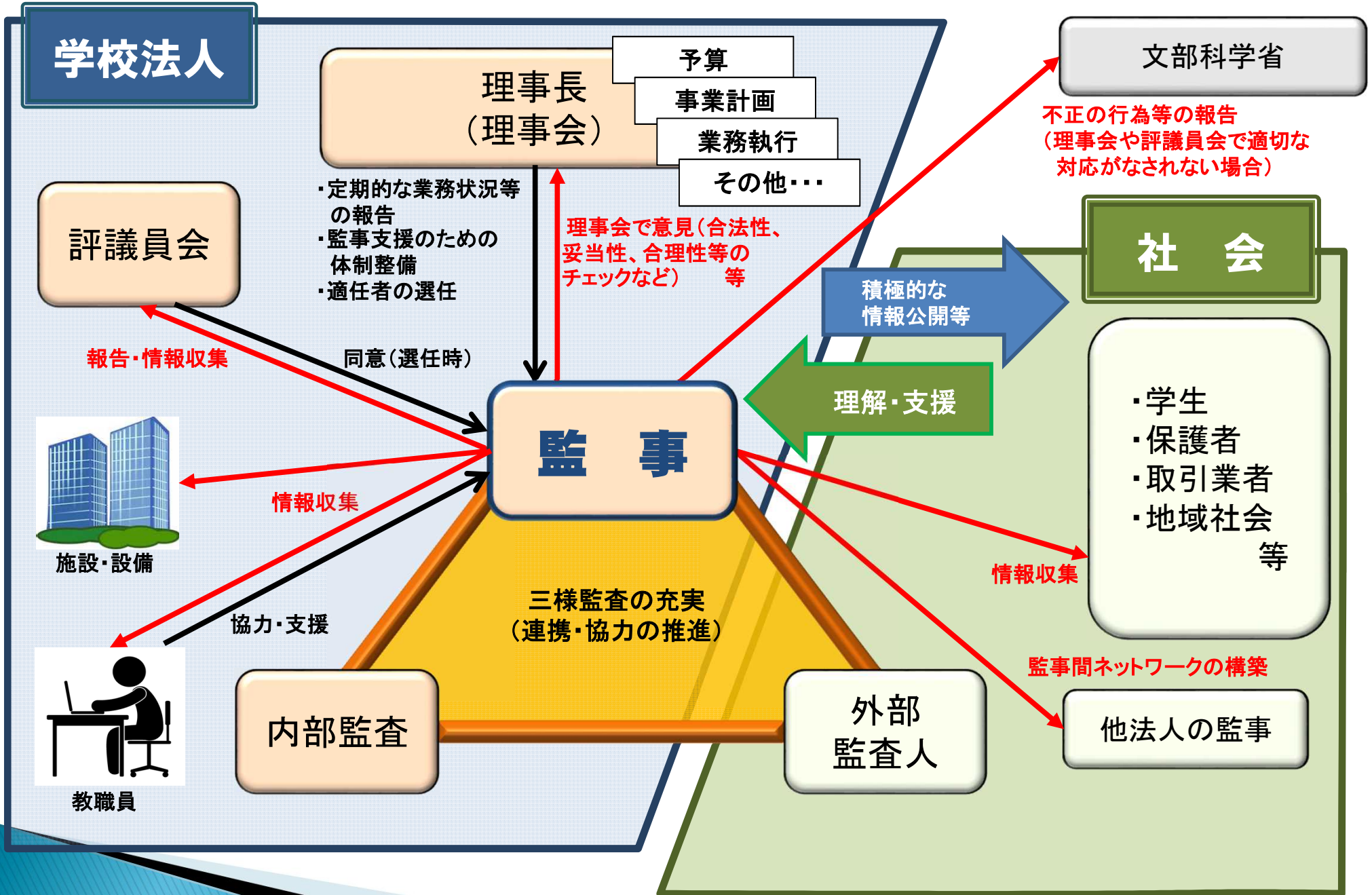
IV. 学校法人運営の適正化について

V. その他



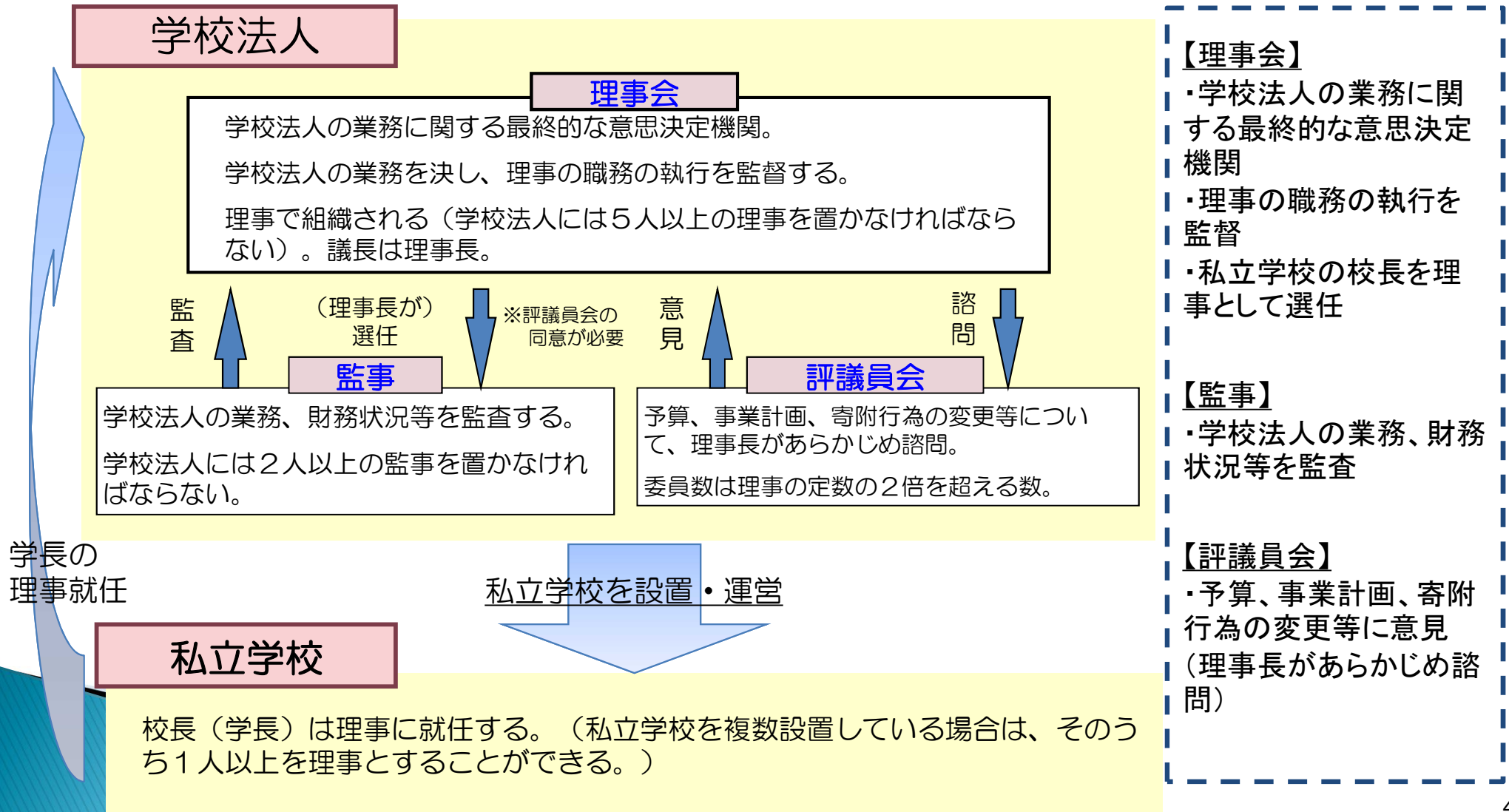
I. 学校法人の監事制度について

監事への期待



学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の**最高意思決定機関**は、**合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、**あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり**。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



私立学校法の監事の職務等 ①

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

私立学校法の監事の職務等 ②

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）抜粋
（平成16年7月23日文科科学事務次官通知）

【第三 留意事項】

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に依りて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。

キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に依り、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

学校法人制度の改善方策について(抄)
(平成15年10月10日学校法人制度改善検討小委員会)

「監査の対象は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。

監査の内容としては、予算決算や中長期計画の策定(学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等)に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適正性の観点だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。」

「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ) (平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会)(抄)

Ⅲ 大学のガバナンス改革の推進について

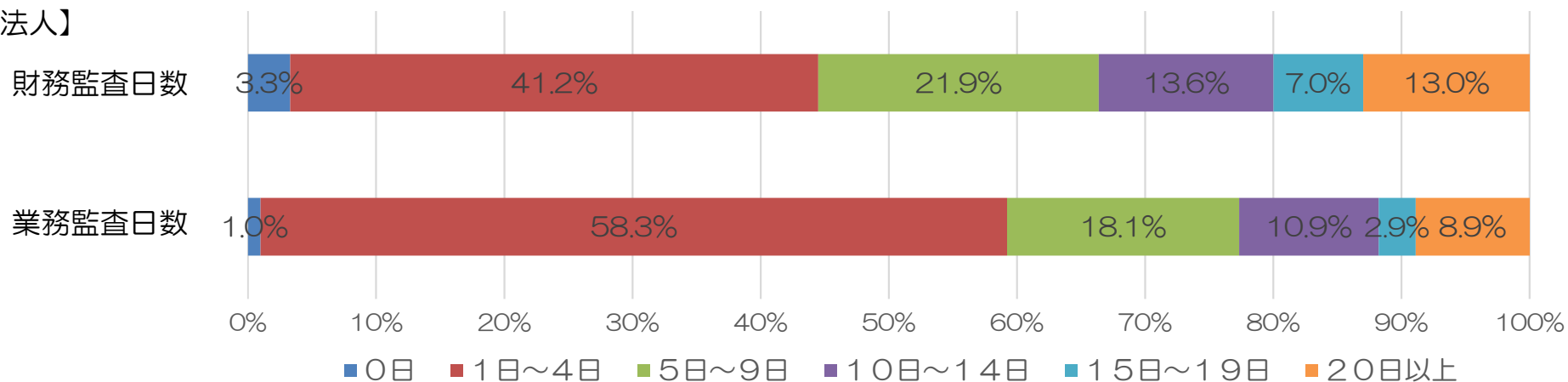
7. 監事の役割の強化

- 監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である。
- 監事がこうした役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供、内部監査組織の充実など様々な観点からのサポート体制の整備とともに、大学の規模等に応じて、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきである。

監事業務の現状

◆監事による財務監査、業務監査について要した日数（のべ日数）について（H24年度）

【大学法人】

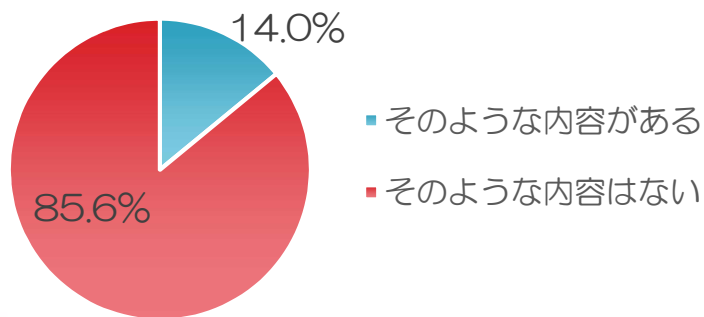


◆監事による業務監査における是正意見について

- 監事による業務監査等にて法人運営に関する重要事項に対して是正意見等が出たことがあるか。

（過去3年間：H22～24年度）

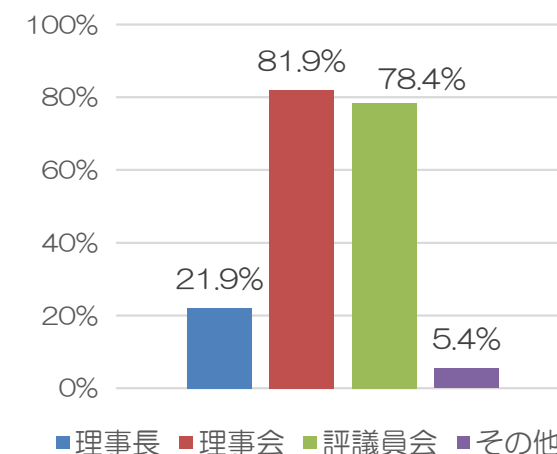
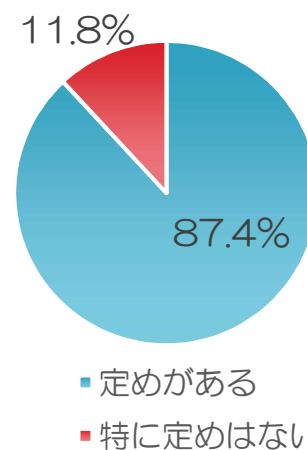
【大学法人】



◆監事による監査結果の報告について

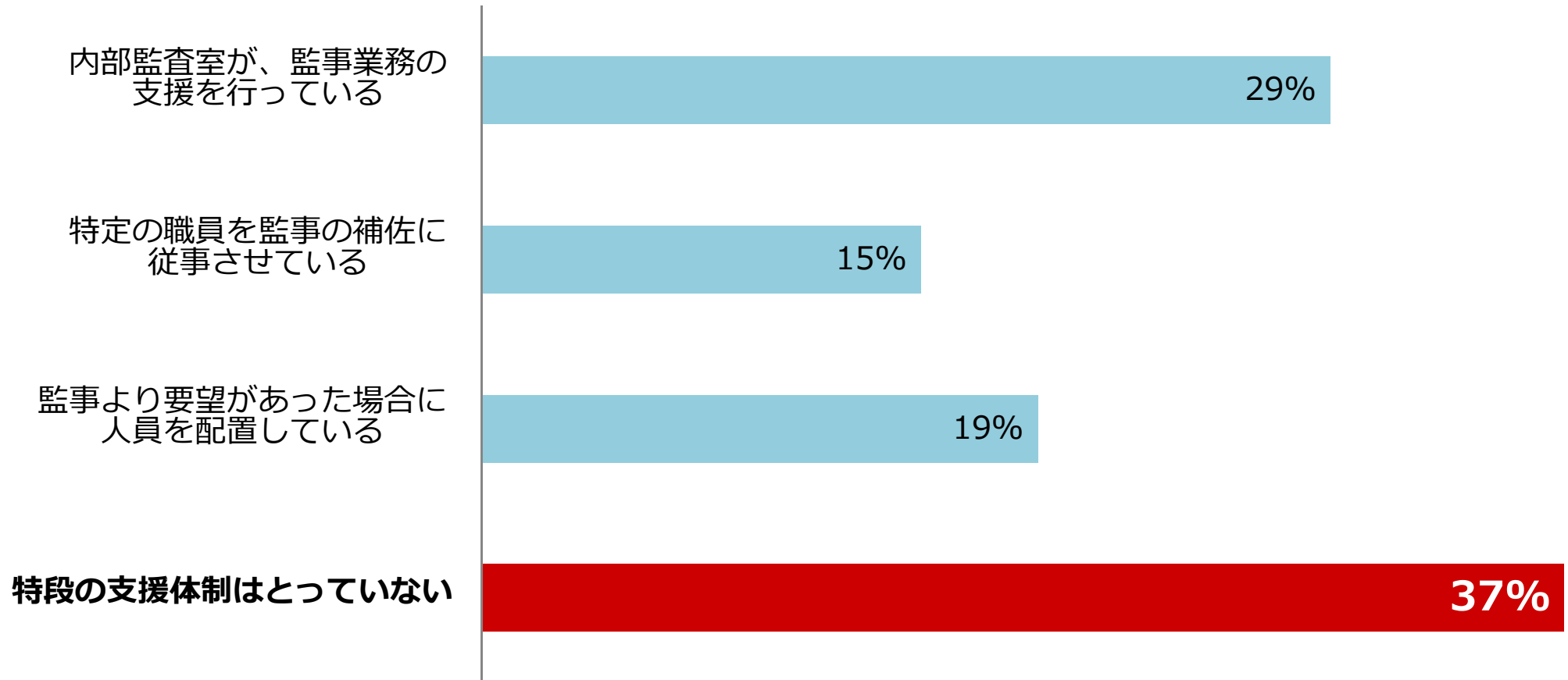
- 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程はあるか。また規程がある場合、報告先はどこか。

【大学法人】



監事のサポート体制（学校法人）

- 監事監査実施のための法人内のサポート体制として、特段の支援体制を取っていない学校法人は約4割。



（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

監事業務に期待される役割とは？

【大学法人】

- ◆ 予算編成や中長期計画に対するチェック 80.4%
- ◆ 監査における指摘事項の改善状況のチェック 66.4%
- ◆ 各部署の業務執行に対するチェック 64.3%
- ◆ 学部設置や施設設備整備計画等の妥当性のチェック 63.9%

監事機能の充実強化のためのポイント

- ◆ 監事として適格な者を選
- ◆ 監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知
- ◆ 監事と理事長等との良好な関係の構築
- ◆ 監事の業務や責任に応じた報酬の支払い
- ◆ 監事の常勤化

等々

文部科学省等による監事への支援について

文部科学省



- 学校法人監事研修会の実施
- 監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するため監事研修会を実施

【新任監事対象】

平成29年 8月28日（月）@文部科学省講堂

【東京会場】

平成29年10月13日（金）@学校法人文京学園

【兵庫会場】

平成29年10月31日（火）@学校法人武庫川学院

- 監事に対する指導・助言等

- 監事に対する指導助言等を通じ学校法人の経営基盤やガバナンス強化、大学改革の推進等を支援

担当：私学部参事官付法人改革支援係
連絡先：sigsanji@mext.go.jp

日本私立学校振興・共済事業団



【私学経営情報センターで提供可能なサービス】

【学校法人の要望例】

- 会計処理のご質問
- 基礎調査等のご質問

- 規程集等の閲覧
- 財務分析

- 教育情報の活用・公表

- 経営者や職員の研修・育成
- 研修会実施の支援
- 改革事例等の紹介

- 経営上の問題への解決策の提案
- 経営改善計画の作成支援

【私学経営情報センターで提供可能なサービス】

- 会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答
- 私学情報資料室
- データ提供
- 依頼に基づく資料提供
- 大学ポートレート（私学版）
- セミナー
- 講師派遣
- 経営相談

Ⅱ. 学校法人を取り巻く状況について

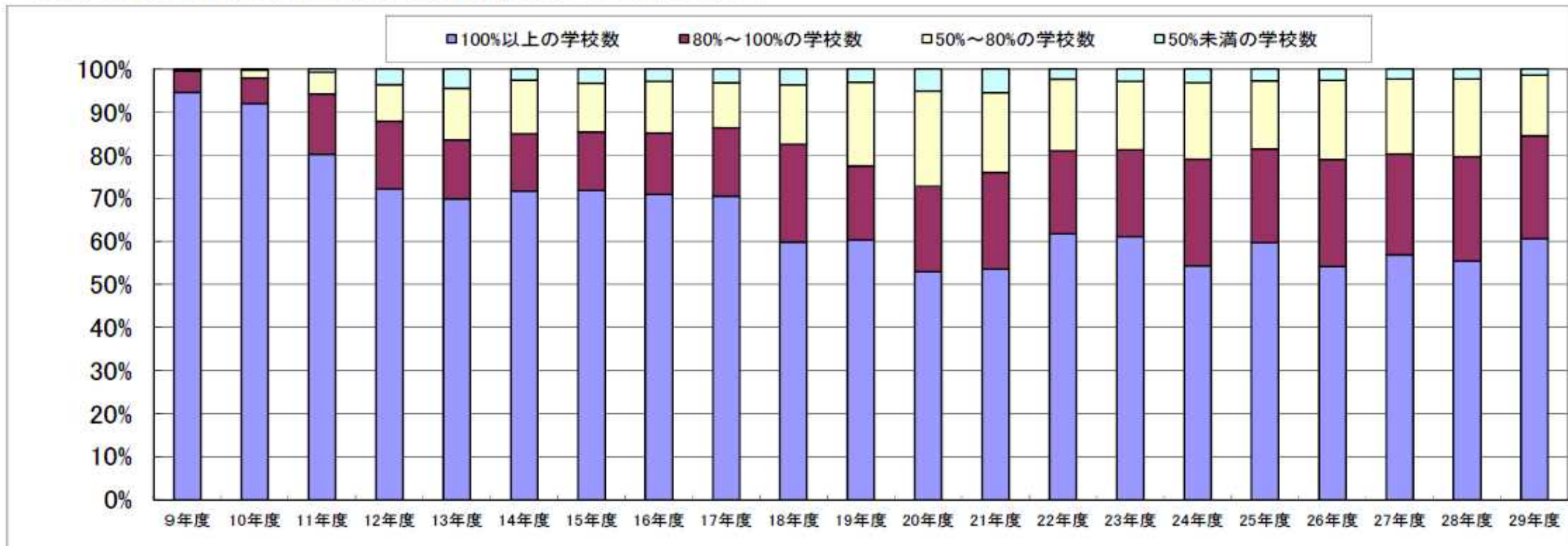
私立大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学 数	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581
100%以上の学校数	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352
割合	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%
80%~100%の学校数	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139
割合	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%
50%~80%の学校数	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82
割合	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%
50%未満の学校数	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8
割合	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%

入学定員未充足校	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229
割合	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%

充足率80%以上校	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491
割合	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%

(注)大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



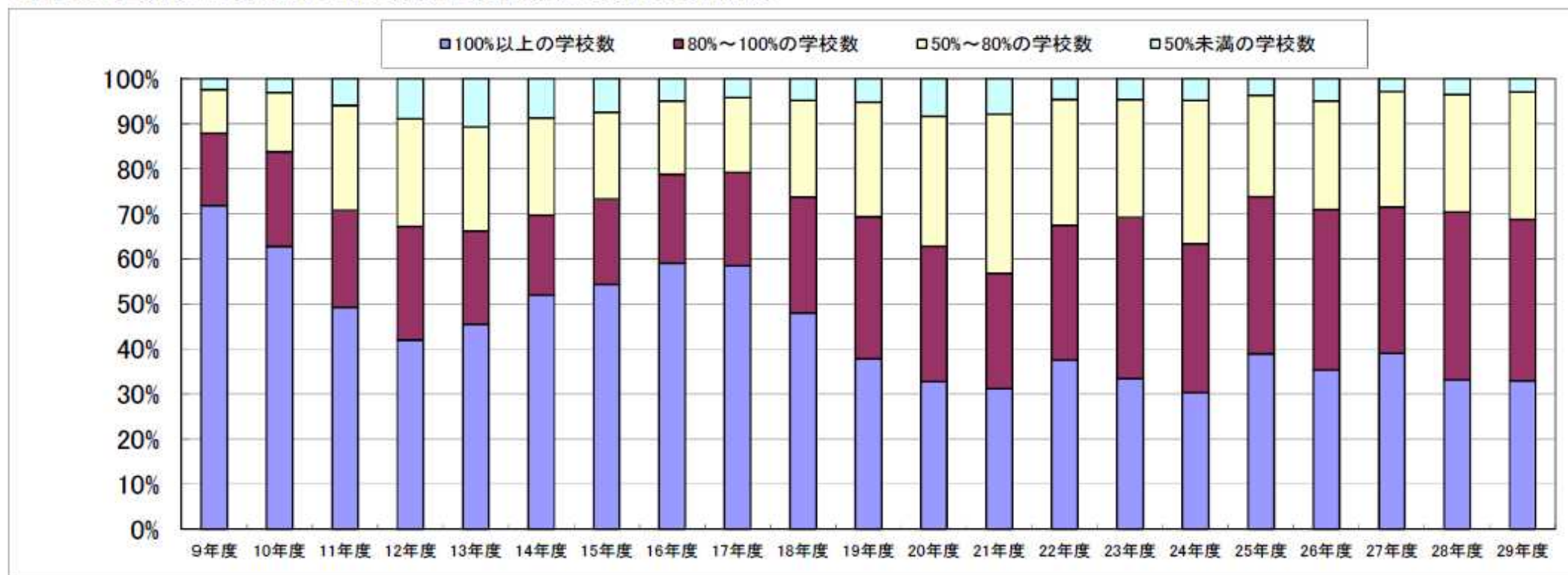
私立短期大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期大学数	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304
100%以上の学校数	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100
割合	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%
80%~100%の学校数	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116	109
割合	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%	35.9%
50%~80%の学校数	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86
割合	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%
50%未満の学校数	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9
割合	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%

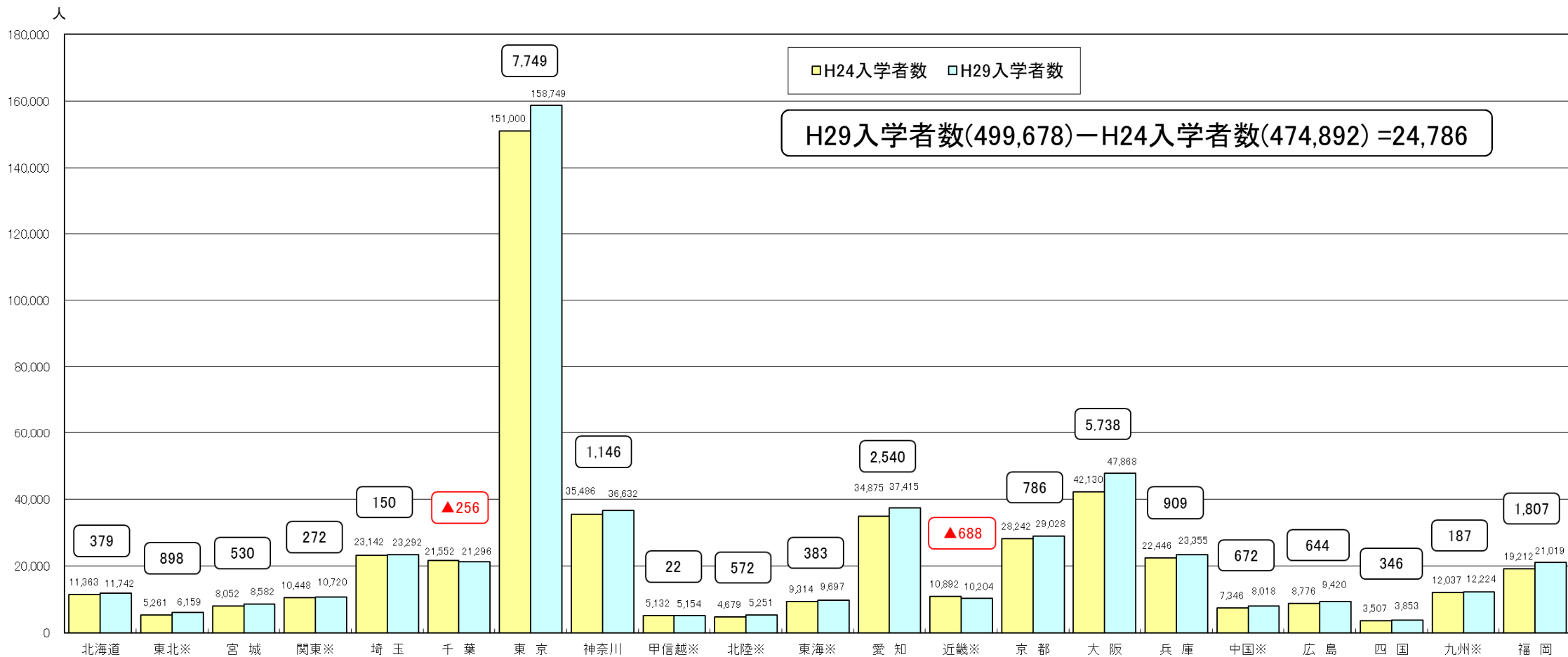
入学定員未充足校	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204
割合	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%

充足率80%以上校	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209
割合	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%

(注)短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



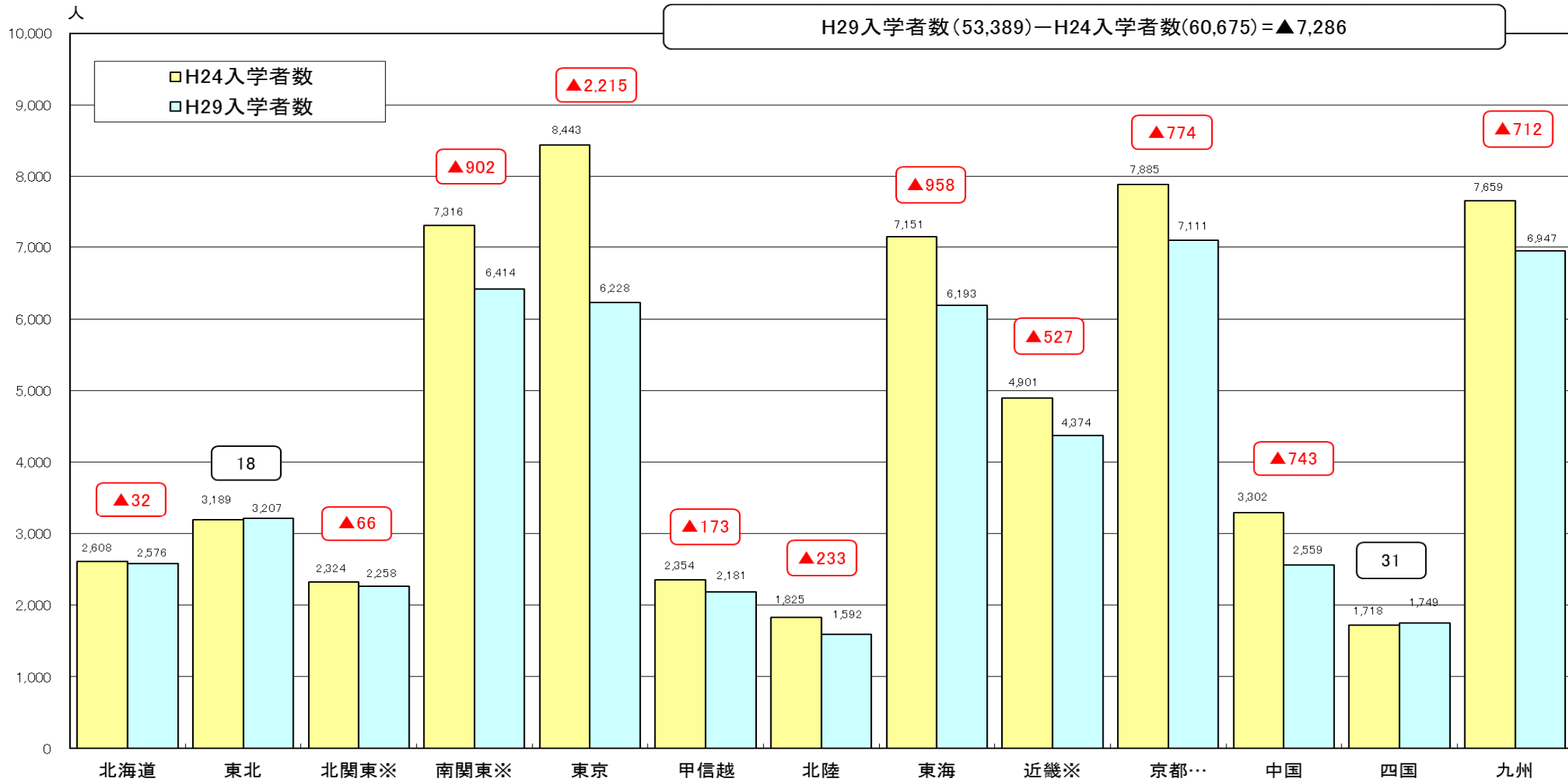
地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

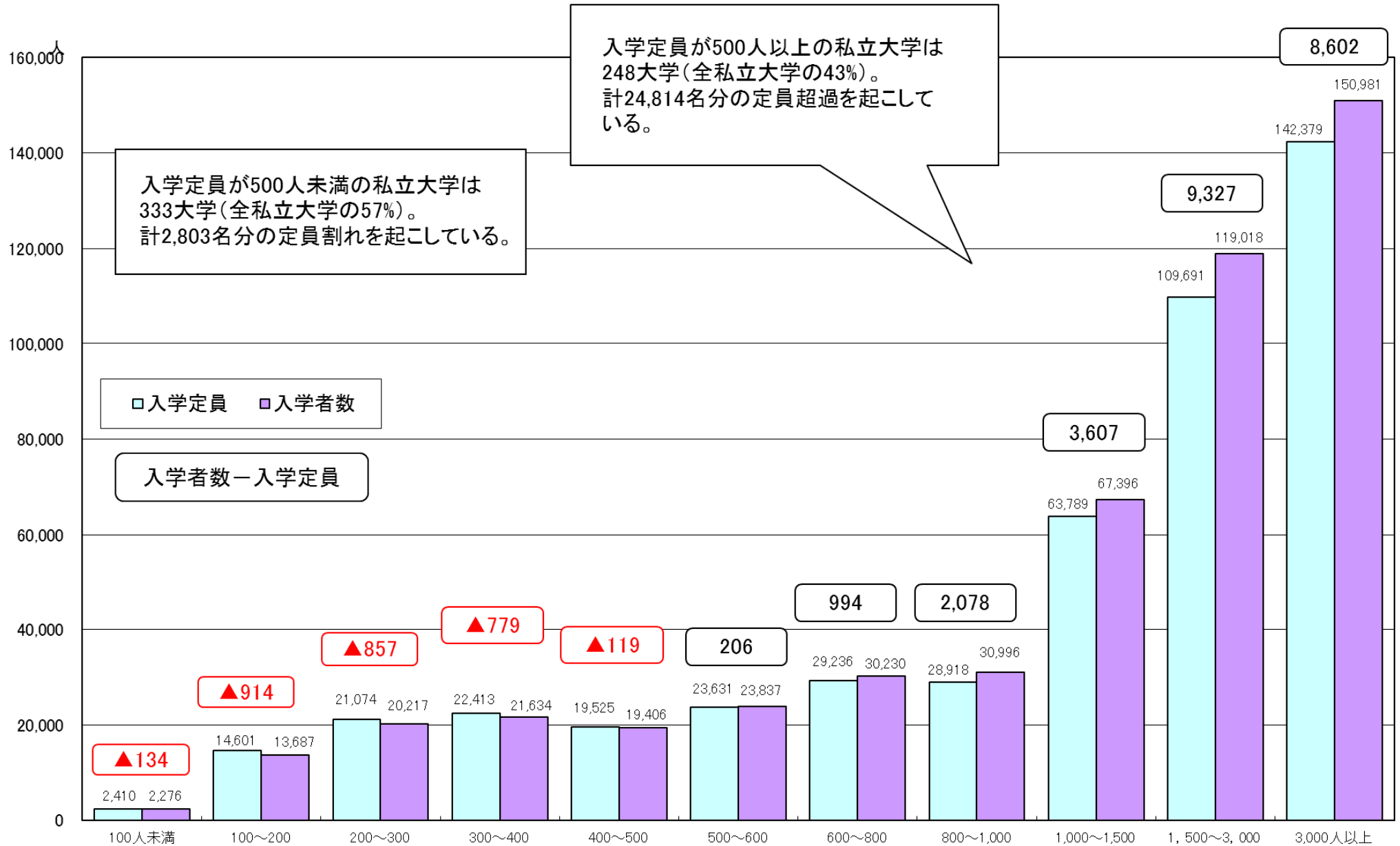
地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



※北関東(茨城、栃木、群馬県)、南関東(埼玉、千葉、神奈川県)、近畿(兵庫、滋賀、奈良、和歌山県)

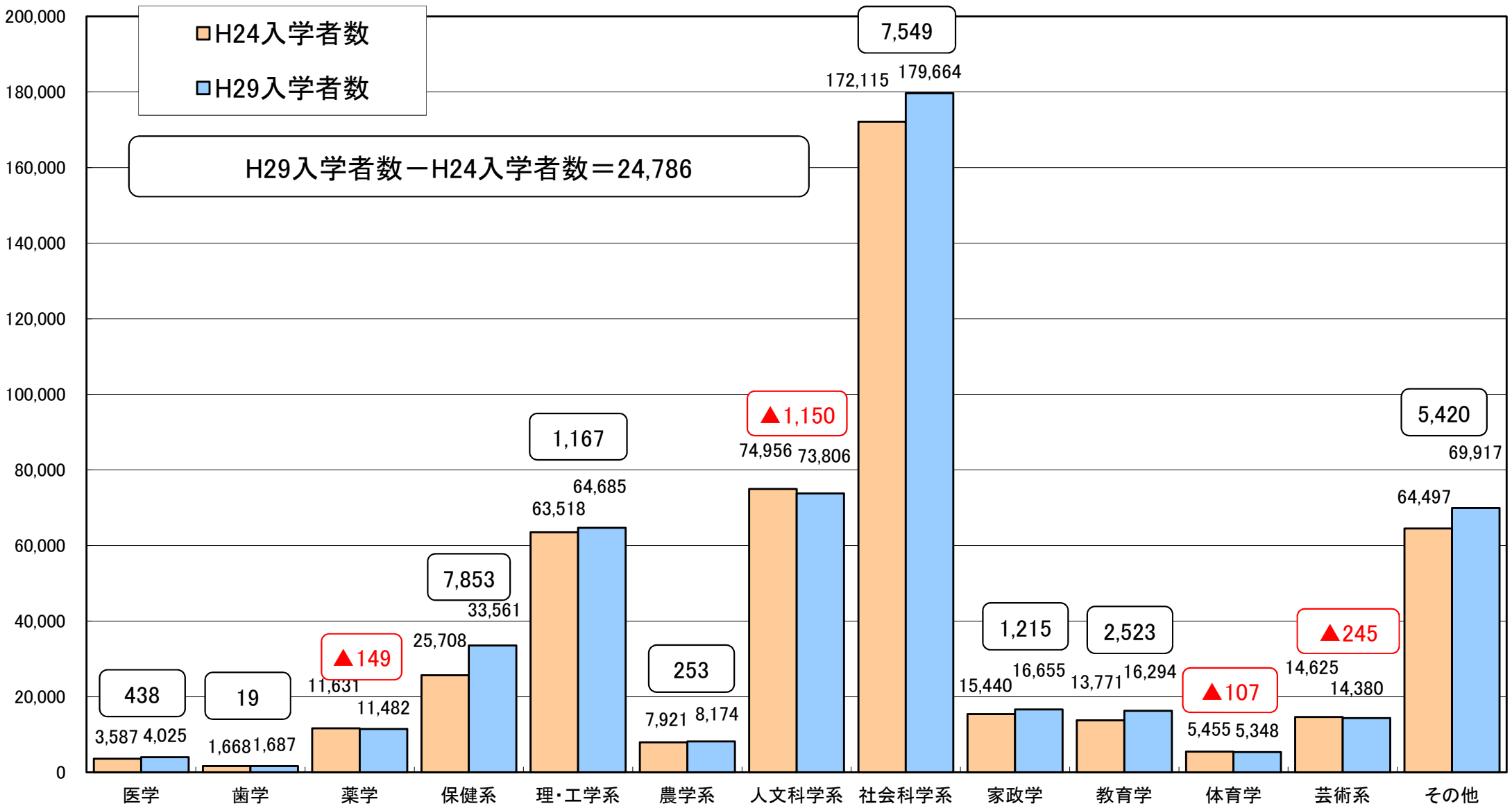
(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

規模別の入学定員、入学者数等(平成29年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

学部系の入学者数(5年前との比較、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○高等学校の収支状況

(単位:億円)

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730
帰属収入	b	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833
消費支出	c	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381
帰属収支差額	d=b-c	33	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452
帰属収支差額比率	e=d÷b	0.3%	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290
割合	g=f÷a	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%

○大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243
割合	g=f÷a	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%	40.8%

○短期大学の収支状況

(単位:億円)

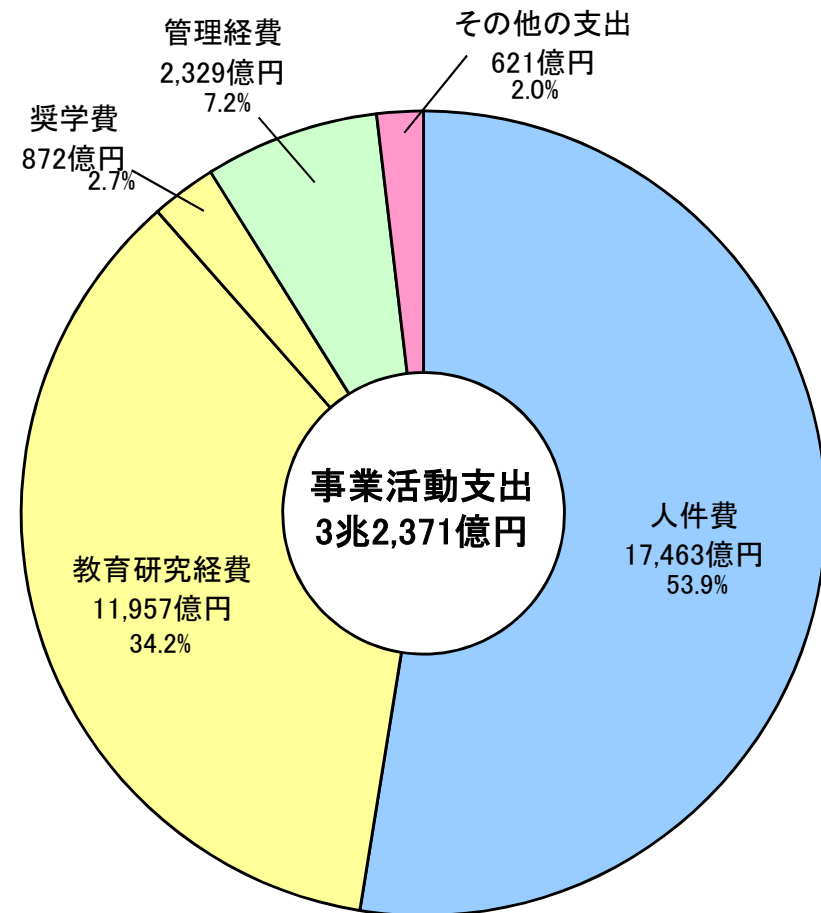
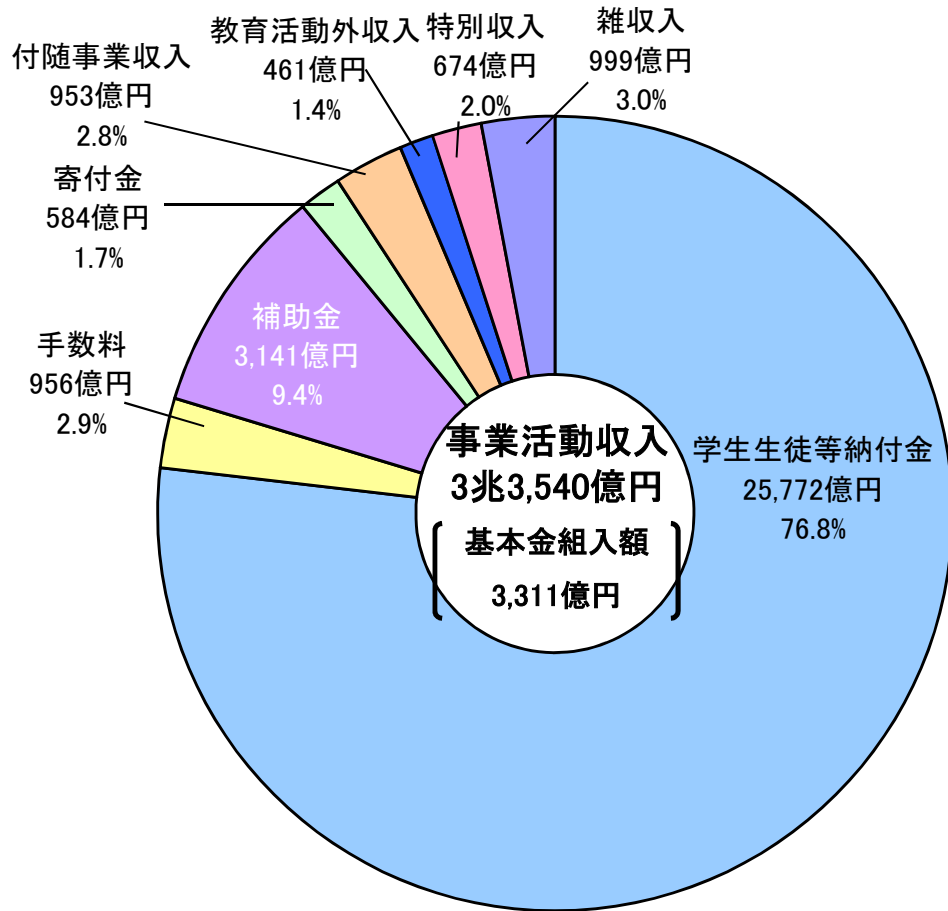
年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 1	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.0%	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184
割合	g=f÷a	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(事業活動収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の事業活動収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

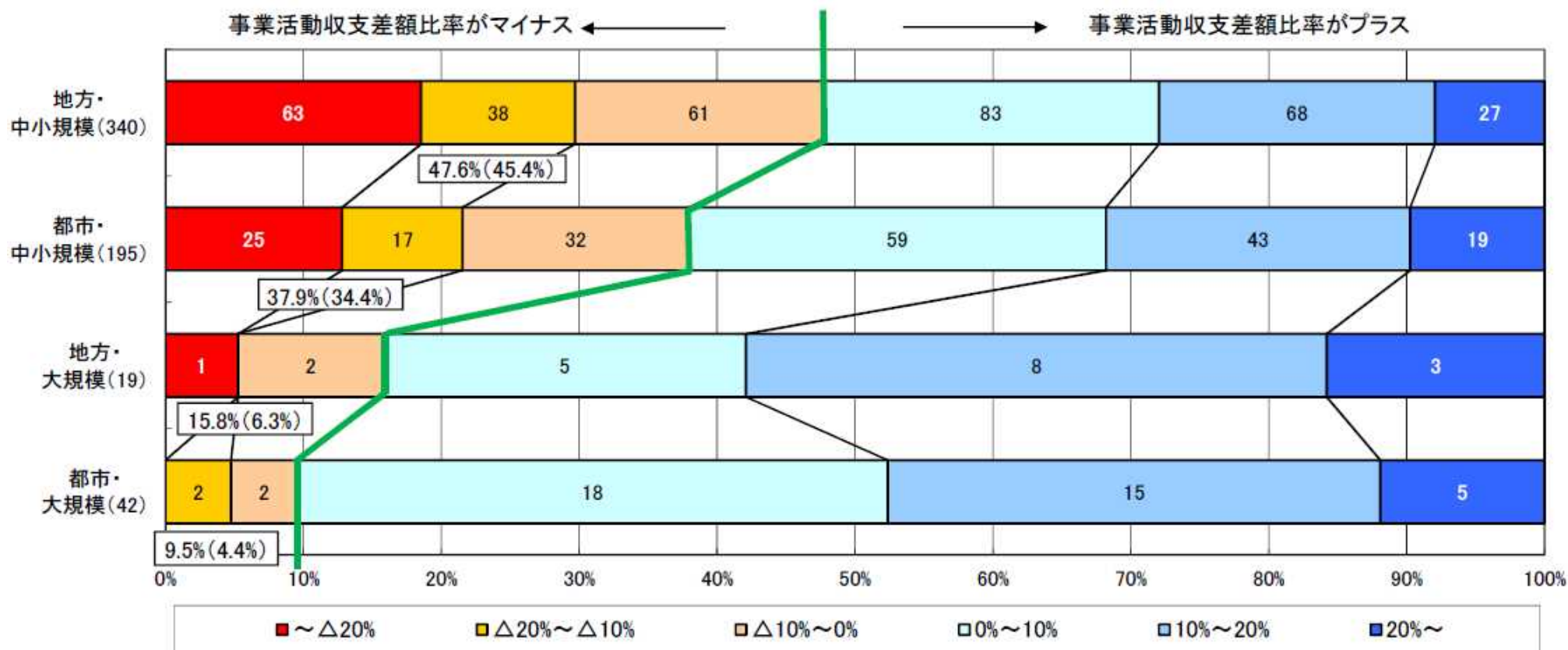
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額、過年度修正額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 596大学の事業活動収支計算書を集計
※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成28年度版）」

事業活動収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 事業活動収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



事業活動収支差額比率：事業活動収入と事業活動支出の差額（基本金組入前当年度収支差額）の事業活動収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

（なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す）

※ □ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で（ ）は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	340	57.0	604,065	29.5
都市・中小規模	195	32.7	414,238	20.2
地方・大規模	19	3.2	275,205	13.4
都市・大規模	42	7.1	756,460	36.9
計	596	100.0	2,049,968	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成28年度版)」

Ⅲ. 文部科学省による私学振興の取組について

平成30年度 私学助成関係予算要求の概要 ~私立学校の特色強化・改革の加速化に向けた推進~

平成30年度要求・要望額：4,769億円(+480億円)

私立大学等経常費補助 3,283億円(+130億円)

(1)一般補助 2,733億円(+44億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施

(2)特別補助 550億円(+86億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 189億円(+13億円)

(上記の一般補助及び特別補助の内数)

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学研究ブランディング事業 67億円(+12億円)

(上記の特別補助の内数)

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援

○若手研究者等への支援 36億円(+7億円)

(上記の特別補助の内数)

知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 164億円(+62億円)

(上記の特別補助の内数)

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実特に、優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げを行い、高等教育を受ける機会保障を強化

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 13億円(前年度同)

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

<参考:給付型奨学金制度の本格実施>

平成30年度からの本格実施を確実に安定的に実施する。

【国公立】(自宅)2万円、(自宅外)3万円 【私立】(自宅)3万円、(自宅外)4万円

※国立で授業料減免を受けた場合:(自宅)支給しない、(自宅外)2万円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,057億円(+35億円)

(1)一般補助 878億円(+11億円)

都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援

◆幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等

(2)特別補助 152億円(+24億円)

私立高等学校等の特色ある取組を支援

◆ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実

◆障害のある幼児の受入れや長時間・長期休業中等の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 27億円(前年度同)

特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 406億円(+303億円)

(1)耐震化等の促進 283億円(+233億円)

◆学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援

◆学校施設のユニバーサルデザイン化を支援

(2)教育・研究装置等の整備 123億円(+70億円)

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

○私立高等学校等ICT教育等設備整備推進事業 26億円(+14億円)

(上記の教育・研究装置等の整備の内数)

私学の特色を活かしつつ、コンピューターやインターネット等を活用した教育等を推進するため、ICT教育等設備の整備を支援する。

※ほかに、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 640億円
[うち財政融資資金 317億円]

私学助成改革推進委託事業 11億円(新規)

経営強化に向けた連携方策や私立大学におけるリカレント教育の推進、私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施

平成30年度概算要求（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助 3,283億円（3,153億円）

<このほか、私立大学等教育研究活性化設備整備費 13億円（13億円）>※括弧内は29年度予算額。

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等や地域に貢献する私立大学等に対する支援、高等教育へのアクセス格差の是正等に向けた支援を強化する。

一般補助【2,733億円(2,689億円)】 ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約83%

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。また、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施する。

特別補助【550億円(464億円)】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 189億円(176億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

○私立大学研究ブランディング事業 67億円(55億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援する。

○若手研究者等への支援 36億円(29億円) ※上記の特別補助の内数

知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援する。

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 164億円(102億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げを行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。

(減免対象人数:約1.5万人増(29年度:約5.8万人 → 30年度:約7.3万人))

<復興特別会計>

○被災私立大学等復興特別補助 13億円(18億円)

東日本大震災により被災した大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

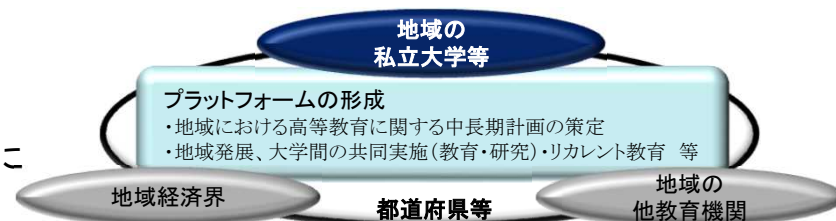
- 教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(50～100グループ)

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき選定
- スタートアップ型(体制の整備状況进行评估)と発展型(中長期計画の実施状況进行评估)の2層で支援



タイプ2「産業界との連携」(60校)

産業界と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 複数企業との長期インターンシップ
- 実用化、事業化を目指した取組
- 共同研究、受託研究 等

タイプ3「他大学等との広域・分野連携」(60校)

国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究支援

- 特定分野の教育プログラム、教材の共同開発
- 共同研究の実施
- 学生の受入れ、派遣 等

※タイプ5に申請する場合は、当該地域内の大学等との連携は対象外

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
 - 外国人教員・学生の比率
 - 地域のグローバル化への貢献 等
- ※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定

タイプ1「教育の質的転換」(240校)

全学的な体制での教育の質的向上に向けた取組を支援

- OSD、FDの実施状況
- アクティブ・ラーニングによる授業の実施
- オフィスアワーの設定
- 教育改革に対する学内予算措置 等



高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィサーの配置等による入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

私立大学研究ブランディング事業

平成30年度要求・要望額 96億円

[施設・装置：13億円 設備：16億円 経常費：67億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成29年度予算額 79億円 [施設・装置：11億円 設備：13億円 経常費：55億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：50～60校程度（前年度同程度）

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディング戦略（独自色の整理、効果的な情報発信手段・内容の検討）

【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、事業目的と大学の将来ビジョンとの整合性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディング戦略（打ち出そうとする独自色、ブランディングの工程）等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

○18歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間：平成32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち最大100校程度

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員2,000人以下
※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：更なる経営改革・経営基盤の強化に向けた計画の内容及び実施状況を審査・選定するとともに、評価結果に応じて傾斜配分
毎年度の計画の進捗状況を確認し、評価により配分額を見直し(30～32年度の3年間の継続支援を予定)

【タイプA(経営強化型)】収容定員充足率：80～99% 選定率(目安)：50%程度

【タイプB(経営改善型)】収容定員充足率：50～80% 選定率(目安)：70%程度

※社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施
※学校種や規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

私立大学等経営強化集中支援期間

平成27～29年度

平成30～32年度

経営強化に向けた体制・
仕組みの構築促進

更なる経営改革・経営基盤の強化に向けた計画の推進

計画の内容及び進捗状況に応じた
個別の経営相談等の実施

計画の進捗状況の評価・
配分額見直し(毎年度)

私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度要求・要望額:164億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、**優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げ**を行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約**1.5万人増**(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.3万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法:**家計基準300万円未満**の学生に対する授業料減免等 所要経費の**2/3**以内で支援。
(家計基準300万円以上(注)の学生に対する授業料減免等 所要経費の**1/2**以内で支援。)

(注)家計基準300万円以上の学生に対する授業料減免については、より修学困難な学生を支援対象とできるよう、

(独)日本学生支援機構の無利子奨学金における貸与基準(※)も参考に予算編成過程で検討予定。

※自宅通学・4人世帯・家計支持者が給与所得者の場合は637万円(共働き世帯については双方の収入)

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

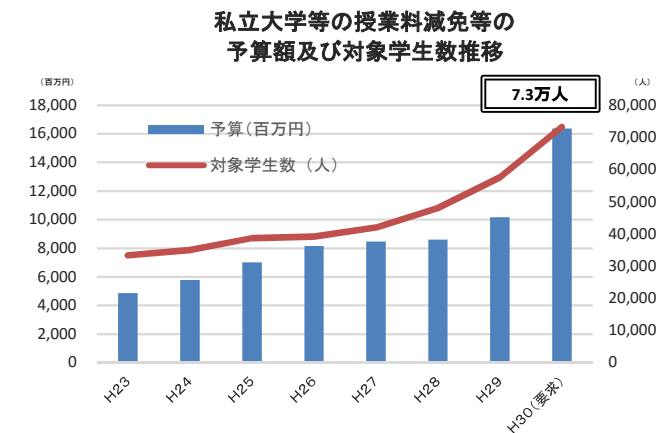
成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。特に、優秀な博士課程学生に対する授業料減免を実施している私立大学等への支援を充実。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)



※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記164億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【13億円の内数】**

平成30年度概算要求(私立高等学校等経常費助成費等補助)のポイント

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

私立高等学校等経常費助成費等補助

1,057億円(1,022億円)

1. 一般補助

【878億円(867億円)】

- 幼児児童生徒1人あたり単価の増額(+1.2%)。

2. 特別補助等

【179億円(155億円)】

- ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実。【36億円】
- 障害のある幼児の受入れ(幼稚園等特別支援教育経費)【64億円】、長時間・長期休業中等の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等【49億円】の充実。
- 過疎高校【2億円】、授業料減免【2億円】、特別支援学校等【27億円】に対する支援を引き続き実施。

私立高等学校等経常費助成費等補助の概要

平成30年度要求・要望額 1,057億円（1,022億円）

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

私立高等学校等経常費助成費補助金

○ 一般補助 878億円（867億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。

○ 特別補助 152億円（128億円）

幼稚園等特別支援教育経費 <64億円（60億円）>

都道府県が、障害のある幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

教育改革推進特別経費 <85億円（65億円）>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

①教育の質の向上を図る学校支援経費（ICTを活用した教育の推進、外部人材の活用等）：36億円

②子育て支援推進経費（長時間・長期休業中等の預かり保育、子育て支援活動）：49億円

過疎高等学校特別経費 <2億円（2億円）>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <2億円（2億円）>

私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

（高等学校は、平成22年度から家計急変のみ国庫補助）

私立高等学校等経常費補助

○ 特定教育方法支援事業 27億円（27億円）

特別支援学校等の特定の教育分野について、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

私立学校施設・設備の整備の推進

() は 29 年度予算額、[] は 28 年度第 2 次補正予算額

平成 30 年度要求・要望額 406 億円 (102 億円) [301 億円]

私立学校施設整備費補助金 (他局計上分含む)	341 億円 (60 億円) [301 億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	52 億円 (29 億円)
私立学校施設高度化推進事業費補助金	13 億円 (13 億円)
<他に、財政融資資金 317 億円 (317 億円)>	

※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

1. 耐震化等の促進

283 億円 (49 億円) [301 億円]

- 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築 (建替え) 事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援。
- 学校施設のユニバーサルデザイン化を支援。

耐震改築 (建替え) 事業	190 億円
耐震補強事業	71 億円
その他耐震対策事業 (非構造部材等、利子助成)	22 億円



熊本地震において、耐震化未完了の建物には甚大な被害

2. 教育・研究装置等の整備

123 億円 (53 億円)

- 各学校の個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。



【自動ペプチド合成機】
筋疾患に対する統合創薬



【プロジェクター等による学習支援システム】
能動的な学習を促す環境整備

私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成30年度要求・要望額 283億円 (平成29年度予算額 49億円)
 <平成28年度第2次補正予算額 301億円>

熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に児童・生徒等の安全確保を図るため、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

【内容】

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築（建替え）及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に支援。

◆ 耐震改築（建替え）事業 190億円

(28'第2次補正予算額：195億円、29'予算額：22億円)
 (補助率：大学1/2 高校等1/3)

◆ 耐震補強事業 71億円

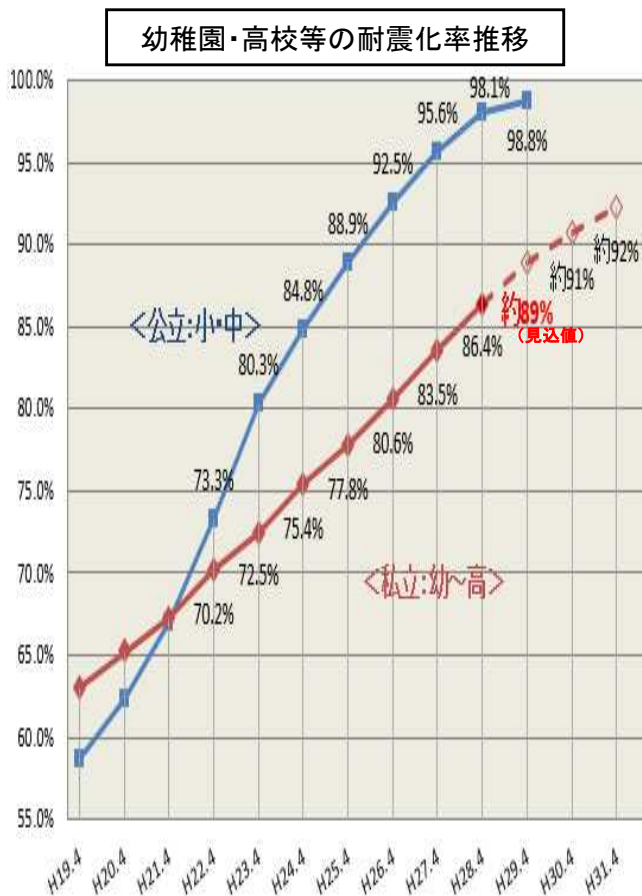
(28'第2次補正予算額：101億円、29'予算額：19億円)
 (補助率：大学1/2
 高校等1/3 [Is値0.3未満の場合1/2])

◆ その他耐震対策事業 22億円

(28'第2次補正予算額：5億円、29'予算額9億円)
 (非構造部材等、利子助成)

私立学校施設の耐震化については、耐震化率(※)が高校等で約89%、大学等で約90%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。

(※)高校等は平成28年4月現在の値からの見込値、大学等は平成29年4月現在の速報値



※この他に、日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施 30'計画 (貸付事業規模) : 288億円

※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

背景・課題

- 2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会が急激に変化するなか、現在、全学生の7割を超える学生を受け入れている私立大学の教育研究の一層の充実の必要性や経営困難校の顕在化などの課題の指摘。
- 「骨太の方針2017」においても、社会全体で人材投資を抜本強化するための在り方の検討や、大学教育の質の向上を図るため、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開等を推進することや、経営力強化のための取組の促進等が掲げられており、私学助成をより効率的・効果的に配分するための検証の仕組みの構築が喫緊の課題。

対応・内容

【対応】

- 私学助成を通じた私立学校への効率的・効果的な支援等を行うため、経営強化に向けた連携方策や私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施するとともに、私立大学等改革フォーラムを開催し、好事例の展開、政策の定着を図る。

【内容】

○私学助成改革推進委託 11億円

本事業で得られた成果を私学助成の配分方法や制度等に反映し見直すことにより、私立学校への効率的・効果的な支援等に繋げる。

(主な調査研究テーマ)

- ・私立大学の経営強化に向けた連携方策に係る調査研究
- ・私立大学のリカレント教育推進に係る調査研究
- ・私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に係る調査研究
- ・各都道府県の私立高等学校等に対する支援の実態調査

○私立大学等改革フォーラムの開催等 0.1億円

私学助成における定員管理の適正化について

1. 基本的考え方

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在籍する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学においては、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと総合戦略」（平成26年12月27日 閣議決定）においては、「大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされている。
- 現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ（平成26年度の私立大学の状況）、そのうち約8割（約3万6千人）が三大都市圏に集中。特に、収容定員4,000人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割（全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人）と顕著。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、以下の措置を講じる。

2. 具体的方策

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を厳格化するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		大学規模			※各年度における基準
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)	
27年度まで	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上		
強化策 (案)	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化(※))	<u>1.1倍以上</u>	<u>1.2倍以上</u>	1.3倍以上	
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>	
					※各年度における基準
					8,000人以上
					4,000人以上 8,000人未満
					28年度
					1.17倍以上
					1.27倍以上
					29年度
					1.14倍以上
					1.24倍以上
					30年度
					1.10倍以上
					1.20倍以上

なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入（平成31年度に措置）。

3. 具体的方策による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、抑制される定員超過学生（約1万6千人）のうち、三大都市圏において約1万4千人（88.6%）、東京圏において約1万1千人（65.7%）の超過入学者が抑制されることが見込まれる。

学校法人に係る税制の概要

《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% [株式会社等の場合、税率23.4%] ※みなし寄附金の特例 (収益事業所得の教育研究事業への支出) 収入の50% (当該金額が年200万円未満の場合は200万円) まで損金算入可能 (通常の公益法人等は20%) ※収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税(利子、配当所得等)、登録免許税(目的外不動産を除く)、 印紙税(無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～H31.3.31に作成されるものについて適用。)
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税(収益事業に係るものを除く) 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税(目的外不動産等を除く)

《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国税 税額控除対象法人 ※1	【税額控除額】 (平成23年度改正) $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ 所得税額の25%が限度額	
	※2 特定公益増進法人	【所得控除額】 $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ 総所得の40%が上限 ☆	【損金算入限度額】 $\text{資本金等の額} \times 0.375\%$ $+$ $\text{当該年度所得} \times 6.25\%$ $\times 1/2$
	地方税 地方自治体の条例により指定された寄附金	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ 総所得の30%が上限 ☆	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附 (受配者指定寄附金)		(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

(※1) 次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人

① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること

② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。

(1) 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。

(2) 実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(イ)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 \times 5000 \div 定員等の総数 (当該総数が500人未満の場合は500)

(イ) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 \times 1億 \div 公益目的事業費用等の合計額 (当該合計額が1千万円未満の場合は1千万)

(ウ) 寄付金額が年平均30万円以上

(※2) 税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

最近の税制改正

○ 一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の**税額控除の導入**
(平成23年度～)

○ 学校法人の定員・事業規模に応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和**
(定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～)

○ 無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る**印紙税の非課税措置の創設**
(平成28年度～)

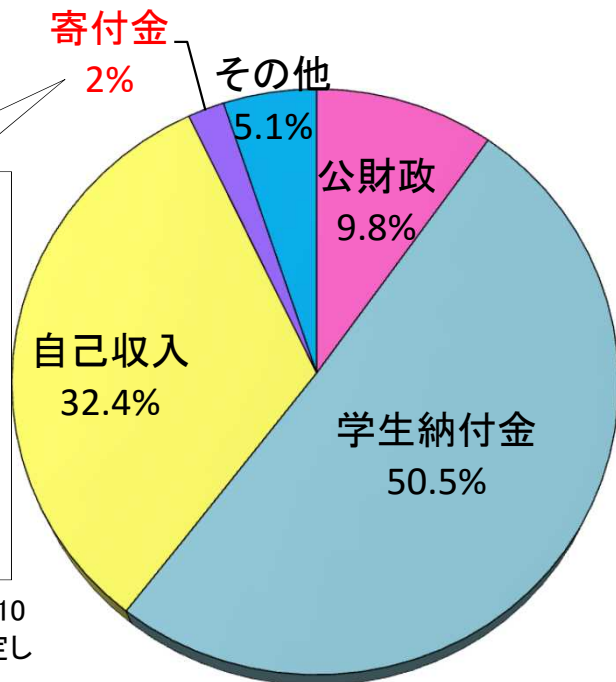
○ 私立大学が行う受託研究の**受託研究収入の非課税措置の拡充**
(平成29年度～)

○ 現物寄附への**みなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、適用対象を都道府県知事所轄学校法人に拡大**
(平成29年度～)

日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/5程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

日本の私立大学法人

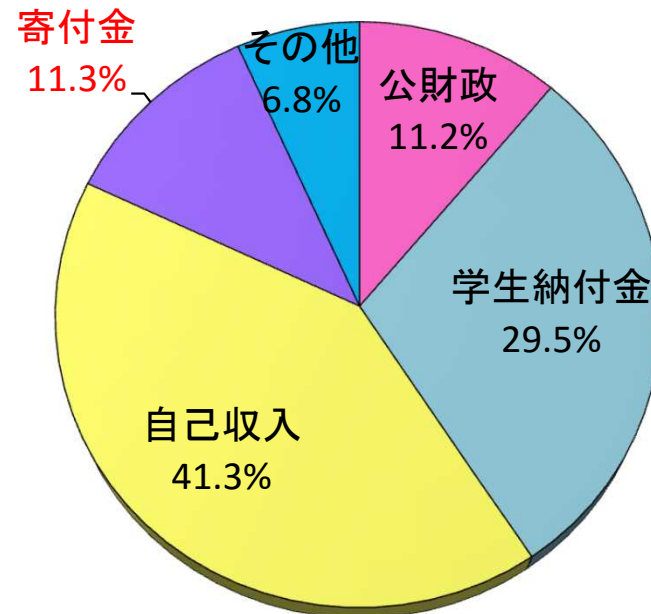


仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合・・・
私立大学全体で約7,205億円の収入増(※)

(※)寄附金総収入(約1,310億円)が5.5倍になると仮定した場合の推計。

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度今日の私学財政」(平成27年度決算の大学法人)

アメリカの私立大学



(出典)連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Table 333.40)を元に作成。

	個人寄附	法人寄附
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除を受けることができます。
- 寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

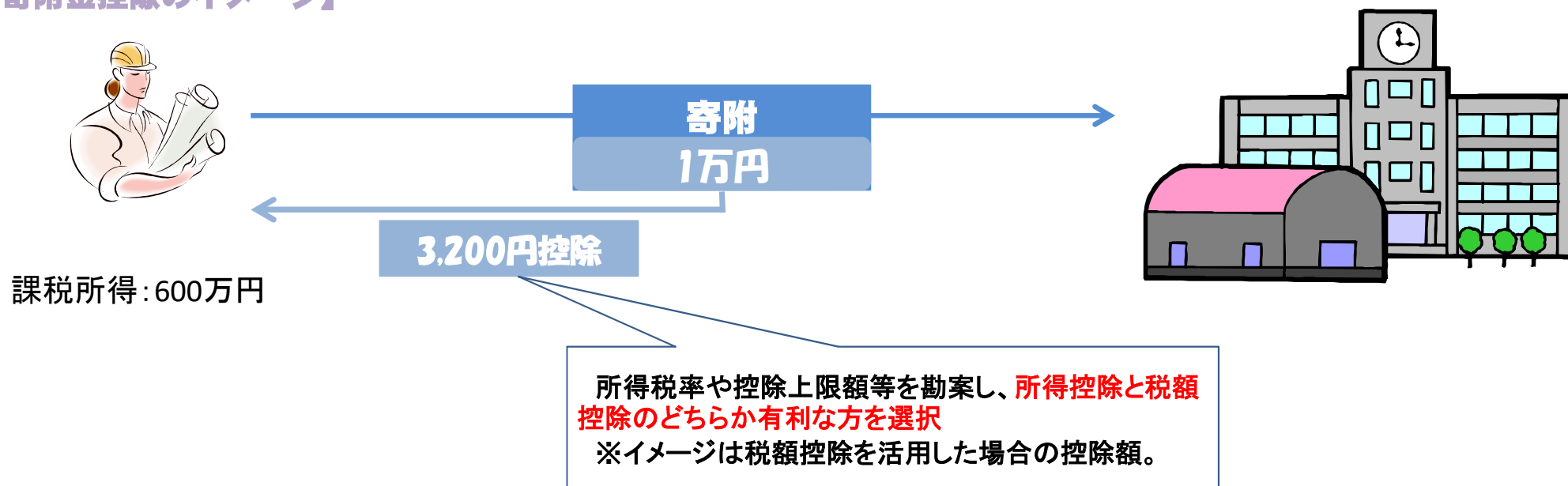
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

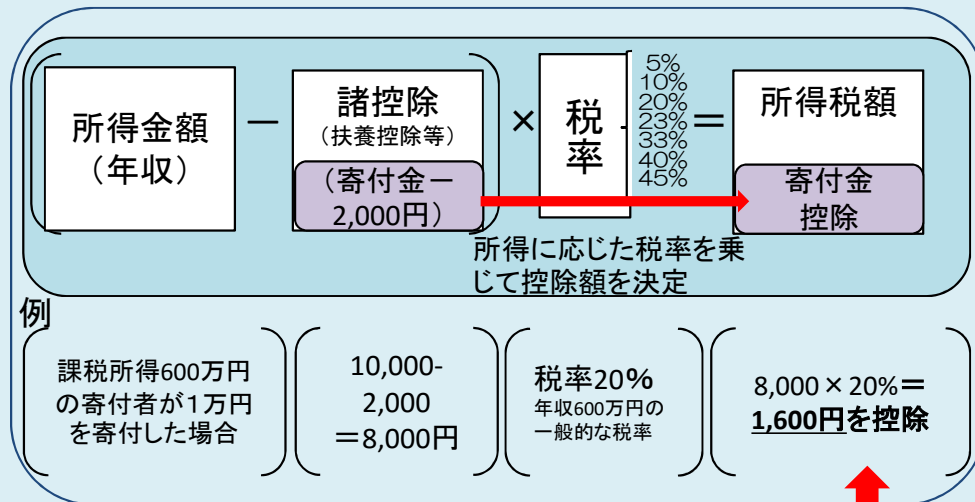
【寄附金控除のイメージ】



所得控除と税額控除の違い

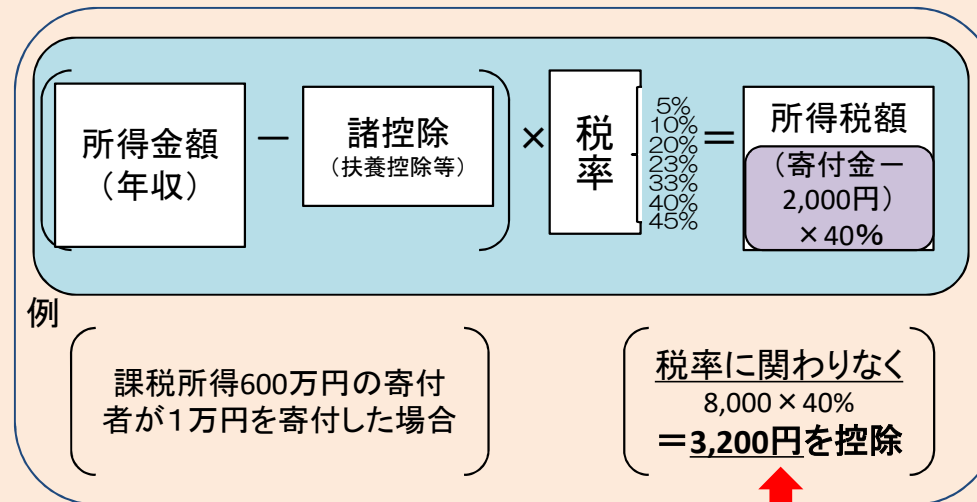
◇所得控除

各寄附者の所得に応じた**税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。**



◇税額控除

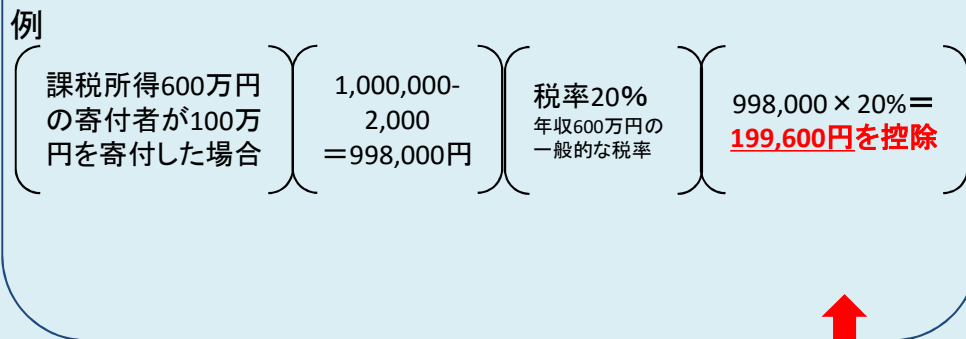
各寄附者の**所得税率に関係なく、所得税額から直接寄付金額の約4割を控除。**



所得税率が高くない場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。

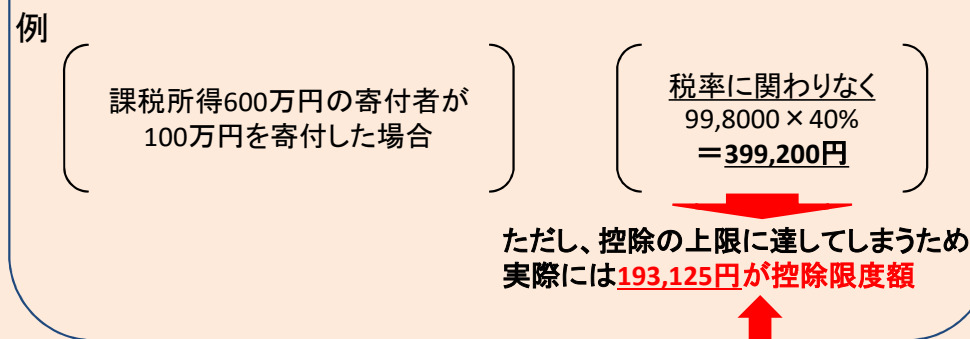
【控除限度額】

寄附金支出額が、**総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。**



【控除限度額】

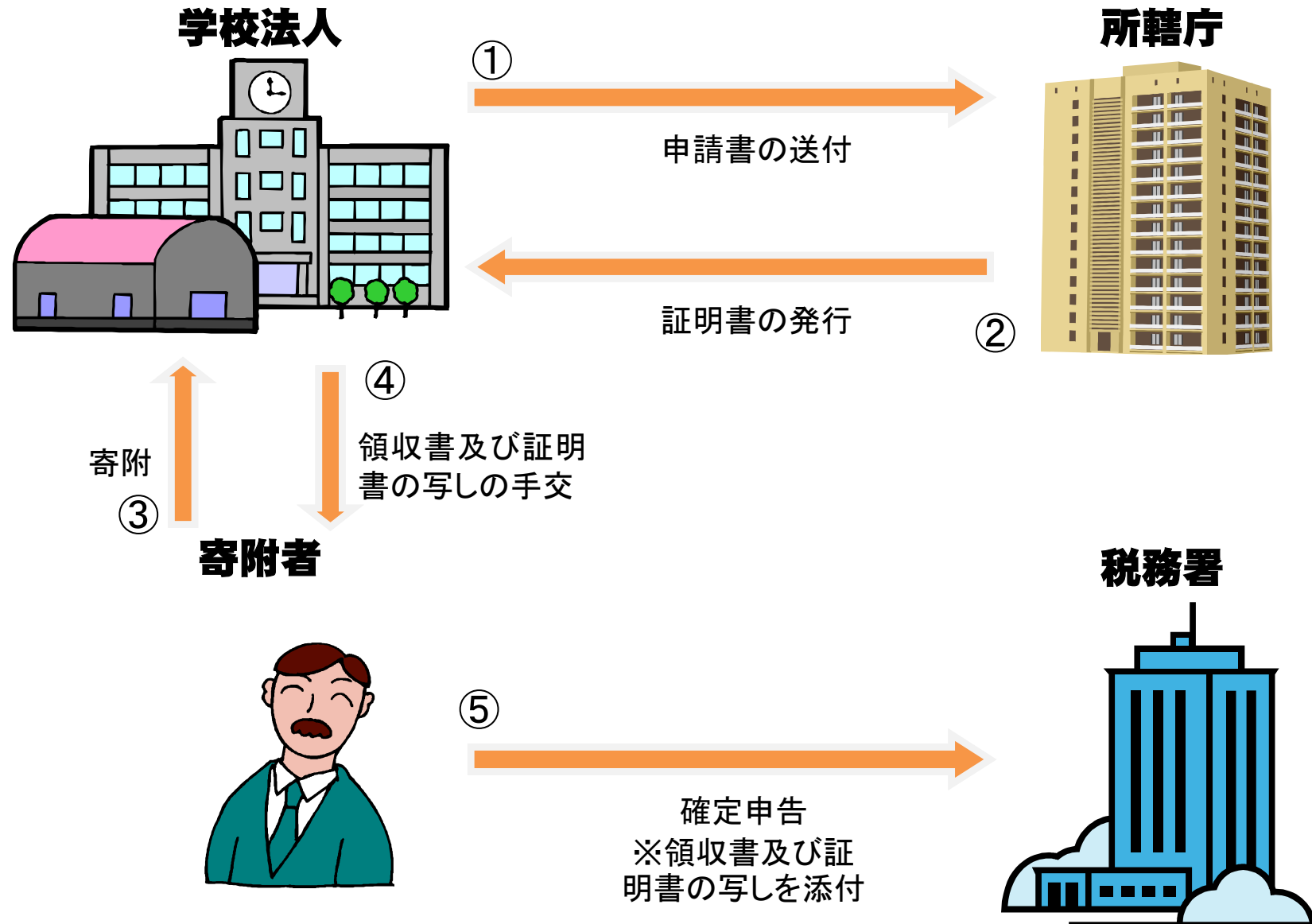
控除対象額は、**所得税額の25%を限度。**



高額な寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。

寄附金控除の流れ（イメージ）

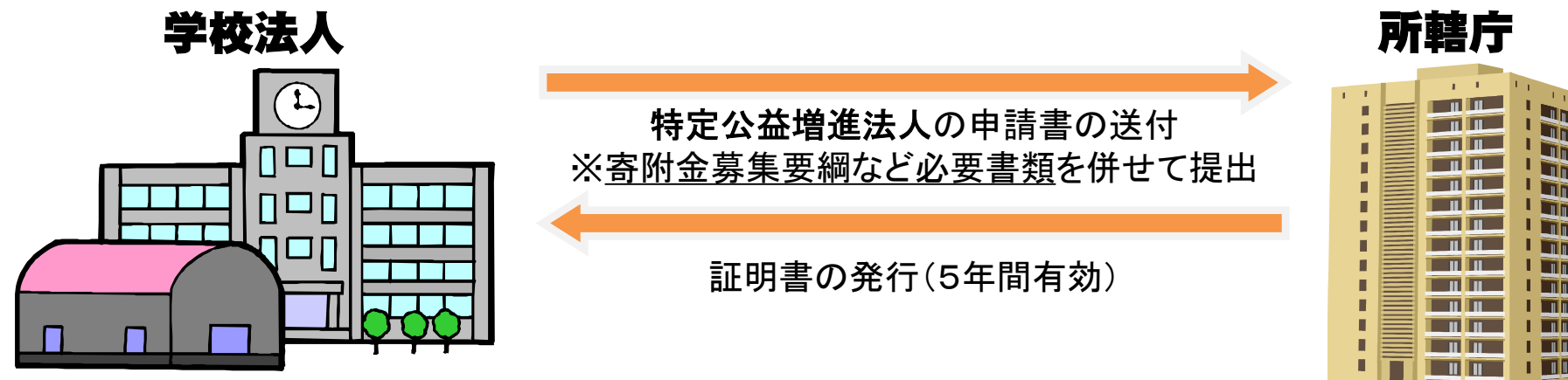
○ 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れのイメージは以下のとおりです。



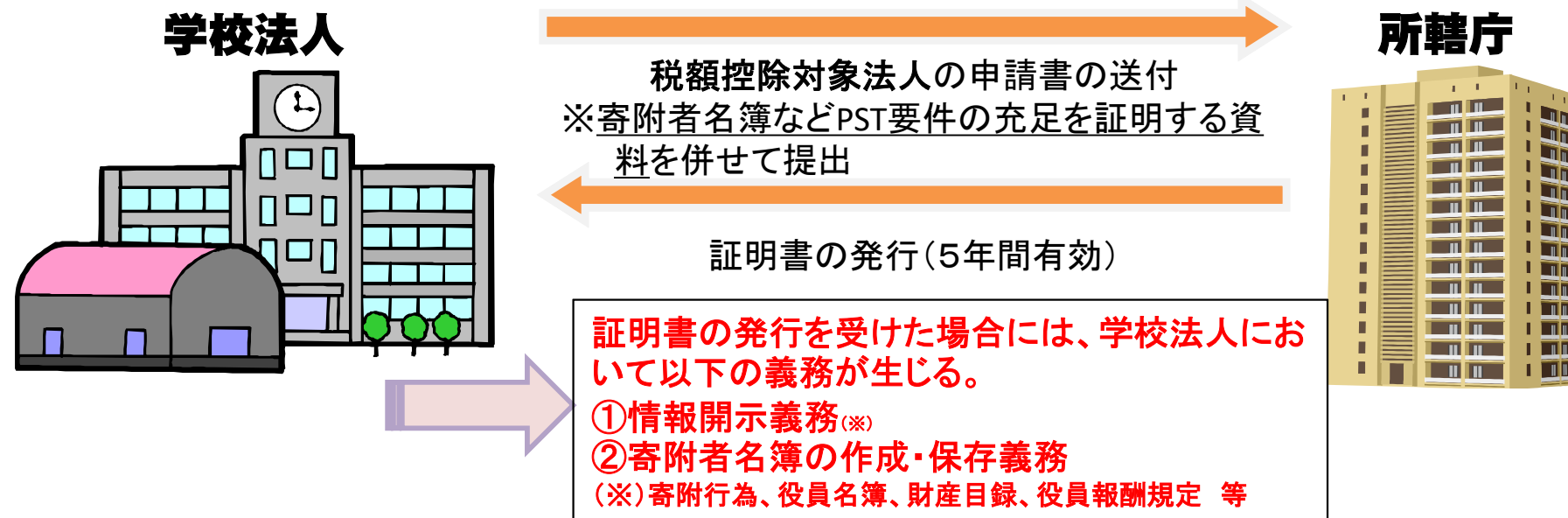
寄附金控除の活用するために学校法人に必要な手続き

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには**、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び**当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要**となります。
- 所得控除、税額控除を活用するために学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。

所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除の要件(PST要件)の緩和について①

○ 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

平成26年度までのPST要件(※PST要件:パブリック・サポート・テスト要件)

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。
結果として…

寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。

緩和後のPST要件

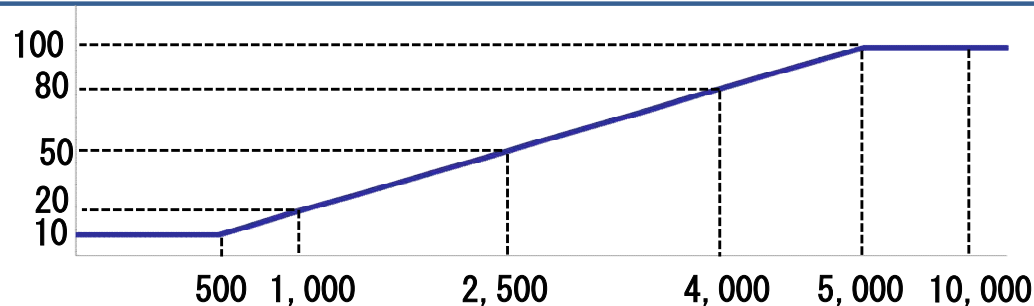
- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が} 500 \text{ 未満の場合は} 500)}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

全事業年度において、
定員等の総数が同じ場合

年
実
際
に
必
要
な
寄
附
者
数
(人)



定員等の総数
(人)

税額控除の要件(PST要件)の緩和について②

○ 公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、**事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する税制改正を平成28年度に行いました。**

■ 平成28年度税制改正内容のイメージ

平成27年度までのPST(パブリック・サポート・テスト)要件

法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

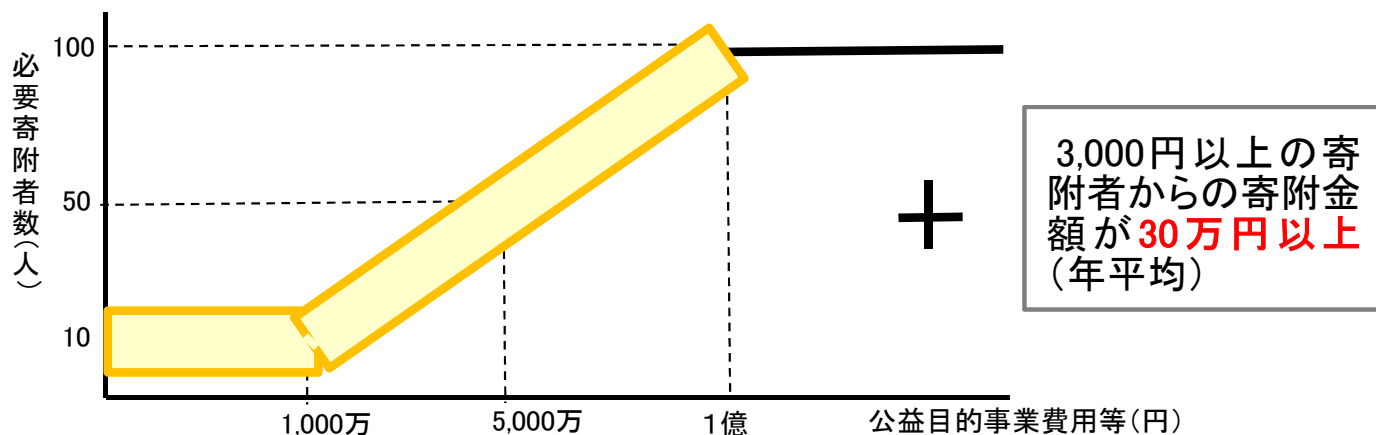
要件① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上

要件② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

平成28年度税制改正後のPST要件

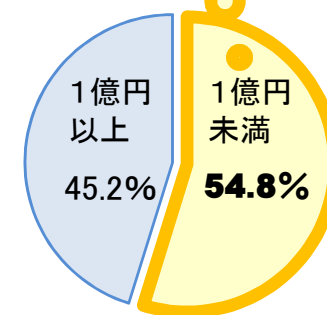
各事業年度の**公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等**※について、要件②を次のように緩和

$$\text{要件②の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況 (平成27年7月内閣府)

※ 公益法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。

公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用。

学校法人への寄附の状況について

○ 大学を設置する学校法人への寄附金は増額傾向にあり、特に税額控除対象法人において、個人からの現金寄附額が大きく伸びている。

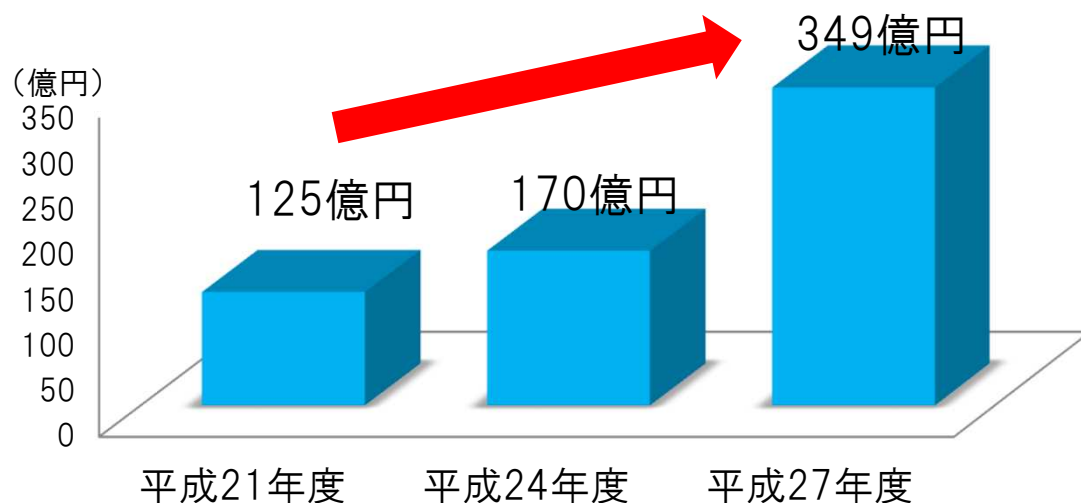
■ 大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
寄附金収入額	1,317 億円	1,343 億円	1,378 億円	1,169 億円	1,390 億円	1,934 億円	1,344 億円

※ H26の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成26年版及び平成28年版)」より文科省作成

■ 税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



<個人現金寄附額の増加率の比較>

全法人 (H21:193億円→H27:396億円)	205%
税額控除対象法人 (H21:125億円→H27:349億円)	280%

※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。
 ※ 27年度における税額控除対象法人について、当該法人の21年度、24年度、27年度の寄附金額を比較したもの。